

頁	訂正前	訂正後																																																		
I-2-②-7 第2章 ②	<p>(2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="434 379 799 523"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第2表)」の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="434 560 878 663"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td rowspan="4"></td> <td>鋼構架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいい、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>5) 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合は、補正値の大きい方を適用する。 共通仮設費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(3) 共通仮設費(率分)の計算 $\text{共通仮設費(率分)} = \text{対象額}(P) \times (\text{共通仮設費率}(K r) + \text{施工地域・工事場所を考慮した補正値})$ ただし、共通仮設費率は「(6)共通仮設費率(第1表～第4表)」による。</p> <p>(4) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成27年4月1日以降適用</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市街地		2.0	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分		工種区分	補正係数	市街地		鋼構架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>(2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="1368 379 1733 523"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は「(5)共通仮設費率(第1表～第2表)」の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1368 560 1821 663"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td rowspan="4"></td> <td>鋼構架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいい、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(3) 共通仮設費(率分)の計算 $\text{共通仮設費(率分)} = \text{対象額}(P) \times (\text{共通仮設費率}(K r) \times \text{施工地域・工事場所を考慮した補正係数})$ ただし、共通仮設費率は「(5)共通仮設費率(第1表～第4表)」による。</p> <p>(4) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">平成27年4月1日以降適用 (平成27年7月1日訂正後)</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市街地		2.0	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分		工種区分	補正係数	市街地		鋼構架設工事	1.3	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																		
市街地		2.0																																																		
山間僻地及び離島		1.0																																																		
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																		
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																		
施工地域・工事場所区分		工種区分	補正係数																																																	
市街地		鋼構架設工事	1.3																																																	
		舗装工事																																																		
		電線共同溝工事																																																		
		道路維持工事																																																		
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																																																		
市街地		2.0																																																		
山間僻地及び離島		1.0																																																		
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																		
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																		
施工地域・工事場所区分		工種区分	補正係数																																																	
市街地		鋼構架設工事	1.3																																																	
		舗装工事																																																		
		電線共同溝工事																																																		
		道路維持工事																																																		

削除

追加

頁	訂正前	訂正後																																						
I-2-②-38 I-2-②-39 第2章 ②	<p>(3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第4表)」に下表の補正値を加算するものとする。 なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理比率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="432 427 801 568"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>地方部 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第2表)」に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="432 608 882 708"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼構架設工事</td> <td rowspan="4">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>5) 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合は、補正値の大きい方を適用する。 現場管理費率の補正が2種類以上該当する場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>11-4 支給品の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>11-5 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合 (1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 (2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 (3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日以降適用</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	市街地	1.5	山間僻地及び離島	0.5	地方部 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼構架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	<p>(3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>1) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第4表)」に下表の補正値を加算するものとする。 なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝の現場管理比率を適用する工事には適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="1375 427 1744 568"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>地方部 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は「11-7 (3)現場管理費率標準値(第1表～第2表)」に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1375 608 1825 708"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼構架設工事</td> <td rowspan="4">1.1</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>3) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>4) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>(4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>11-4 支給品の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>11-5 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合 (1) 別途製作工事で製作し、架設(据付)のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。 (2) 支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似価格とする。 (3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料(基本料金含む)は、積算の対象となる純工事費には含まない。</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日以降適用 (平成27年7月1日訂正後)</p>	施工地域・工事場所区分	補正値(%)	市街地	1.5	山間僻地及び離島	0.5	地方部 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼構架設工事	1.1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事
施工地域・工事場所区分	補正値(%)																																							
市街地	1.5																																							
山間僻地及び離島	0.5																																							
地方部 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																							
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																							
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																						
市街地	鋼構架設工事	1.1																																						
	舗装工事																																							
	電線共同溝工事																																							
	道路維持工事																																							
施工地域・工事場所区分	補正値(%)																																							
市街地	1.5																																							
山間僻地及び離島	0.5																																							
地方部 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																							
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																							
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																																						
市街地	鋼構架設工事	1.1																																						
	舗装工事																																							
	電線共同溝工事																																							
	道路維持工事																																							

削除



頁	訂正前	訂正後																								
I-2-②-40 第2章 ②	<p>11-6 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>(1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="398 464 945 820"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>11-7 現場管理費の計算 (1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算 $現場管理費 = 対象純工事費 \times \{ (現場管理費率標準値 \times 補正係数) + 補正值 \}$ 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、「(3)現場管理費率標準値(第1表、第2表)」による。 補正係数は、「11-3(3)2)大都市を考慮した現場管理費率の補正」による。 補正值は、「11-3(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」による。 (2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 $現場管理費 = 対象純工事費 \times (現場管理費率標準値 + 補正值)$ 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、「(3)現場管理費率標準値(第1表～第4表)」による。 補正係数は、「11-3(3)1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「11-3(3)3)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」による。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	<p>11-6 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>(1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） (2) 上下水道料金 (3) 有料道路利用料</p> <table border="1" data-bbox="1361 459 1908 815"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>11-7 現場管理費の計算 (1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算 $現場管理費 = 対象純工事費 \times \{ (現場管理費率標準値 \times 補正係数) + 補正值 \}$ 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、「(3)現場管理費率標準値(第1表、第2表)」による。 補正係数は、「11-3(2)大都市を考慮した現場管理費率の補正」による。 補正值は、「11-3(1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」による。 (2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 $現場管理費 = 対象純工事費 \times (現場管理費率標準値 + 補正值)$ $現場管理費 = 対象純工事費 \times \{ (現場管理費率標準値 \times 補正係数) + 補正值 \}$ 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、「(3)現場管理費率標準値(第1表～第4表)」による。 補正係数は、「11-3(3)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」による。 補正值は、「11-3(1)施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「11-3(3)施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」による。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																								
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。																								
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。																								
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。																								
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%以下かつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合が3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																								
共通仮設費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。																								
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。																								
一般管理費	全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」に占める割合の3%とし、3%を超える金額は、率計算の対象としない。ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。																								

追加

追加

平成27年4月1日以降適用
 (平成27年7月1日訂正後)